

# どんぐり山行会 会則

平成 30 年 1 月 1 日 改訂

(名称)

第 1 条 この会は「どんぐり山行会」(以下会という)と称し、事務所を代表宅に置く。

(目的及び活動)

第 2 条 山登りを通じて会員相互の親睦を図り、豊かな心と健康の維持管理を図ることを目的とする。

- 1 会員相互の親睦を図るための活動
- 2 技術向上のための活動
- 3 その他必要と認められる活動

(活動日)

第 3 条 会の例会山行は、別途計画表に基づき原則月 1 回以上実施する。ただし、会の都合により変更する場合がある。

(会員)

第 4 条 会は、本会の趣旨に賛同し、協力するものを会員とする。

(役員及び任期)

第 5 条 役員は、総会時に会員の過半数の同意により選出し、承認を得る。任期は次期総会までの 1 年とし、再任は妨げない。ただし、会の活性化を図るため、役員代表は連続 3 期を限度とする。

- 1 役員代表 1 名
- 2 事務局 若干名
- 3 会計 若干名
- 4 会計監査 1 名

(職務)

第 6 条 役員は、次の職務を行う。

- 1 役員代表は、会を代表し会員をまとめる
- 2 事務局は山行の受付、連絡等の業務を含め、会の事務を掌握、執行する
- 3 会計は、この会の会費を集め執行、管理を行う
- 4 会計監査は、会費の適切な執行状況を監査する

(会議)

第 7 条 この会の会議は、総会と随時会議とする。

第 8 条 総会は、年 1 回開催する。

随時会議は、役員代表が必要と認めたとき、および、10 名以上の会員から要求があった場合招集する。

第 9 条 会議の議長は、役員代表がこれにあたる。

第 10 条 会議は、会員の半数以上の出席で成立し、議案は出席者の過半数の賛成で決定する。

第 11 条 次の事項は、総会で決定する。ただし緊急を要する事項については役員会で決定し、事後承認を得ることも可とする。

1 活動計画、予算および決算

2 役員を選出および規則の改正、廃止

3 その他

第 12 条 この会の会費は年額 3,500 円とする。会費の納入は全納とし、年度途中で入会した新会員は別表とおりとする。

第 13 条 会計年度は毎年 1 2 月 1 日から翌年 1 1 月 3 0 日とする。なお、会計報告は書類で行う。

(協議)

第 14 条 この会則に定めない事項は、会員の協議で決定する。

#### ☆ 別 表

入 会 月	1,2月	3,4月	5,6月	7,8月	9,10月	11,12月
年 会 費	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000

#### ☆ 会則付則事項

- 1 会は、山行時の事故防止には万全を期するが、会員および臨時参加者も事故等については自己責任であることを自覚し行動する。
- 2 会員は各自「山岳保険」等に参加することを条件とする。
- 3 6ヶ月以上無断で会の行事を休んだ場合、または、6ヶ月以上会費を滞納した場合は退会したものと見なし、以後の山行等の案内はしないこととする。
- 4 一度納入した会費については、返還しないものとする。
- 5 新規に入会を希望する者は、会の趣旨に賛同する者とし、別途、入会申込書を提出し、役員会の議を得るものとする。(申込書は別途定める)
- 6 山行行事を行うに当たり、当該コースの下見調査にかかった交通費、通信費等について会費から一部補助するものとする。金額は予算に応じた額とし、下見調査を行うか否かは役員会で協議する。
- 7 山行行事の連絡は原則としてメール配信とするが、申し出があれば郵送も可とする。
- 8 山行行事に参加する会員は、実施 1 週間前までに代表または担当まで参加の旨を連絡することとする。
- 9 マイカー山行の場合、マイカーを提供した者に対し、別に定める計算方式により算出した燃料費等を同乗者より徴収し賄うものとする。また、1 台につき同乗者が 3 人に満たない時は会費より補填する。
- 10 役員会は、毎月 1 回開き、山行計画、必要な調査、資料収集、連絡調整、山行通信等の発行を行う。

- 11 役員会は、山行に当たり参加者の班分けを行い、その都度、チーフリーダーと班リーダーを定める。他の役員は必要に応じてサポートすることとする。
- 12 山行に当たっては、チーフリーダー、班リーダーは山行案内に基づき行動、統率し、後日、山行記録を作成するよう努めることとする。
- 13 山行当日の費用については、バス代、高速代等、当該費用を参加人数割で等分負担するものとする。また、会員外の参加については事前に届け出ることとし、役員会で経験等を考慮の上、参加の可否を判断する。参加可の場合は参加費として別途500円を徴収する。(届出用紙にその旨を明記する)
- 14 役員活動のために発生する移動費、調査費等として役員および協力者に対して年間1,200円を支給する。

☆ 会則改訂履歴

- 1 この会則は、平成19年1月1日から適用する。
- 2 平成20年1月19日 会則第5条、11条、12条および付帯事項第1、6、8項 改訂
- 3 平成21年1月17日 会則第10条、付帯事項第2、13、15項追加改訂
- 4 平成22年1月16日 会則第5条、付帯事項第3、6項追加改訂
- 5 平成25年1月19日 会則第5条7項削除、6条改訂
- 6 平成26年1月18日 会則第5条4、6項削除、第6条3項改訂4、6項削除
- 7 平成30年1月1日 会則第1、5、6、8、9、12、13条および付帯事項第2項改訂